

# 奈良県男女共同参画推進サポーター実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、県内で男女共同参画の推進に取り組む団体を奈良県男女共同参画推進サポーターに登録し、これらの団体に対し、県の施策に対して意見を求めるとともに、必要に応じて双方向で連絡できる機会・場を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (運営主体)

第2条 奈良県男女共同参画推進サポーターの運営主体は奈良県とする。

## (実施機関及び管理者)

第3条 奈良県男女共同参画推進サポーターに係る実施機関は奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課とする。

2 奈良県男女共同参画推進サポーターの管理者（以下「管理者」という。）は奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課長とする。

## (登録者)

第4条 奈良県男女共同参画推進サポーターの登録者は以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) それぞれの主体的な取り組みと相互連携により男女共同参画を推進する意思を持ち、登録の申出（以下「申出」という。）を行う団体等
- (2) 県から依頼する場合を除き、個人での登録でないこと
- (3) 県内において活動する、又は拠点を有する団体等
- (4) 次に該当しない団体等であること
  - ① 宗教活動や政治活動を目的とする団体等
  - ② 暴力団等その構成員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条 第2号及び第6号に規定するものをいう。）又はそれらと密接な関係を有する団体等

## (登録の手続き)

第5条 登録を希望する団体は、別紙により登録の届け出をするものとする。

## (変更及び退会の届出)

第6条 登録団体は、登録した内容に変更があったときは、その変更内容を管理者に届け出るものとする。

2 登録者は、奈良県男女共同参画推進サポーターを退会しようとするときは、その旨を管理者に届け出るものとする。

## (個人情報の取扱い)

第7条 登録者の個人に関する情報の取扱いについては、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号）に従うもののほか、別に定める。

## (情報等の提供)

第8条 登録者に対して、管理者は以下に示す各種情報等の提供を行うものとする。

- (1) 県の施策に関するもの
- (2) 各団体における男女共同参画に関するもの

## (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施について必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。